

神奈川県保健医療計画
(第7次 平成30年度～令和5年度)

平成30年3月
(平成31年3月改定)
(令和2年3月改定)
(令和3年3月改定)

目 次

第1部 総論	1
第1章 基本的事項	2
第1節 計画改定の趣旨	2
第2節 計画の性格	3
第3節 第6次計画の評価	3
第4節 計画の基本理念及び基本目標	4
第5節 計画期間	5
第6節 関連する計画等	5
第2章 神奈川県 の保健医療の現状	7
第1節 人口	7
第2節 生活習慣病等の状況	10
第3節 受療状況	12
第4節 医療施設・保健医療従事者の状況	14
第5節 計画推進に向けた関係者の役割	17
第3章 保健医療圏と基準病床数	18
第1節 保健医療圏	18
第2節 基準病床数	20
第3節 医療と介護の一体的な体制整備	23
第2部 各論	24
第1章 事業別の医療体制の整備・充実	25
第1節 総合的な救急医療	25
第2節 精神科救急	38
第3節 災害時医療	43
第4節 周産期医療	51
第5節 小児医療	59
第2章 疾病別の医療連携体制の構築	66
第1節 がん	66
第2節 脳卒中	74
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患	82
第4節 糖尿病	88
第5節 精神疾患	94
第3章 未病対策等の推進	100
第1節 未病を改善する取組みの推進	100

第2節	こころの未病対策	106
第3節	歯科保健対策	108
第4節	ICTを活用した健康管理の推進	111
第5節	未病対策等を推進する国際的な保健医療人材の育成	113
第4章	地域包括ケアシステムの推進	115
第1節	在宅医療	115
第2節	高齢者対策	125
第3節	障がい者対策	130
第4節	母子保健対策	133
第5節	難病対策	137
第6節	地域リハビリテーション	138
第5章	医療従事者の確保・養成	143
第1節	医師	143
第2節	外来医療に係る医療体制の確保	163
第3節	看護職員	167
第4節	歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者	169
第6章	総合的な医療安全対策の推進	173
第7章	県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備	176
第1節	医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援	176
第2節	地域医療支援病院の整備	181
第3節	公的病院等の役割	183
第4節	歯科医療機関の役割	186
第5節	訪問看護ステーションの役割	188
第6節	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及	190
第7節	病病連携及び病診連携	192
第8節	最先端医療・技術の実用化促進	194
第8章	個別の疾病対策等	196
第1節	認知症施策	196
第2節	健康危機管理対策	200
第3節	感染症対策	202
第4節	肝炎対策	204
第5節	アレルギー疾患対策	206
第6節	血液確保対策と適正使用対策	208
第7節	臓器移植・骨髄等移植対策	210

第3部 地域医療構想	212
第4部 計画の推進	215
第1章 計画の推進体制	216
第1節 改定計画の検討経緯	216
第2節 計画の推進体制	217
第3節 計画の進行管理	218
第5部 別冊	219
第1章 人口、医療資源等	221
第2章 周産期医療における現状と連携体制	255

※ 計画の元号の表記について

平成31年5月以降の元号表記については、令和と読み替えてください。

第3節 歯科保健対策

- 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画に基づき、ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりを進めています。
- 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組み）に代表されるように、歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、保健、医療、福祉等の多職種連携による、ライフステージに応じた継続的な歯科保健対策が必要です。

現状

(1) 乳幼児期・学齢期

- むし歯を有する幼児は年々減少していますが、地域や生活環境の違いによる差がみられます。特に、むし歯を有する幼児の一部にむし歯が、多発する二極化の傾向がみられます。
- 乳歯が生え揃っている5歳児においても食事の時にあまり噛まない子どもが、12.7%います。
- 児童、生徒のむし歯の本数は年々減少していますが、乳歯のむし歯が多い場合では学齢期の永久歯むし歯も多くなる傾向があります。
- むし歯は、甘味菓子や甘味飲料の摂り方などの生活習慣と強い関連性が認められます。

(2) 成人期

- 成人における歯の本数は年々増加していますが、進行した歯周病を有する者の割合も加齢とともに増加しています。
- 歯周病と「糖尿病」との関連性を知っている人の割合は56.2%、「心臓病」、「肺炎」及び「低体重児出産など妊娠への影響」との関連性を知っている人の割合は20～30%台であり、歯周病が全身の健康に影響することの認識はまだ低い状況です。
- 喫煙経験のある人は進行した歯周病を有している割合が高く、喫煙経験の有無によって歯周病の状況に差が生じています。

(3) 高齢期、障がい児者及び要介護者

- 80歳（75歳～84歳）で自分の歯を20本以上有する人の割合は年々増加しており、平成22年度では34.6%でしたが、平成25～27年度の平均では44.7%に増加しています。
- 高齢者の一人平均の歯の本数は、年々増加傾向にありますが、咀嚼や嚥下などの口腔機能が低下する傾向にあります。特に、何でも不自由なく食べられる歯の本数（20本）に満たない人の割合が、75歳以降で急増する傾向にあります。
- 高齢者におけるオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の該当者の割合は、自立者で約2割、要支援者で約5割、要介護者では約8割となっています。
- 在宅・施設等の要介護者は、介護度が高くなるほど、歯の本数は減少し、むし歯の本数が多くなる傾向にあります。

- 障がい児者及び要介護者は、口腔衛生や口腔機能の管理が難しく、誤嚥性肺炎等の発症リスクが高い状況にあります。身近な場所での相談や支援を受けにくい状況です。

課題

(1) 乳幼児期・学齢期

- 地域のむし歯の現状や要因を考慮したむし歯予防対策の充実が必要です。
- 乳幼児期には、むし歯が生じないように、フッ化物を利用した早期からの専門的な予防処置と子育て支援や食育を含む多角的な歯科保健対策が必要です。
- 学齢期には、主体的にむし歯や歯肉炎予防に取り組めるよう、歯と歯肉の自己観察の習慣や口腔衛生用具等の活用など、セルフケア能力を高めるための支援が必要です。

(2) 成人期

- むし歯及び歯周病が進行する前に歯と歯肉の変化に気づくための自己観察習慣を持つとともに、かかりつけ歯科医を持つことが必要です。
- 歯周病と糖尿病など生活習慣病との関連性や、妊娠期からの歯科疾患予防の重要性など、歯と口腔の健康づくりと全身の健康との関連性についての普及啓発が必要です。
- 喫煙は歯周病を悪化させることから、喫煙が口腔内に与える影響についての普及啓発が必要です。

(3) 高齢期、障がい児者及び要介護者

- 高齢期における咀嚼機能の維持と歯の喪失予防のための歯周病等の歯科疾患予防対策の充実が必要です。
- 健康寿命の延伸を目指し、フレイルから続く要介護状態に陥ることなく、健やかで自立した暮らしを長く保つために、オーラルフレイル対策を含めた口腔機能の維持・向上対策の推進が必要です。
- 障がい児者や要介護者では、歯科疾患及び誤嚥性肺炎の予防や、生活の自立を促すため、歯科医療の確保及び口腔機能の維持・向上を含む口腔ケアに取り組むことが必要です。
- 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、要介護者に対する保健、医療、福祉が連動した切れ目ない口腔管理の支援体制が必要です。

施策

(1) 乳幼児期・学齢期（県、市町村、学校、医療機関・医療関係者）

- 地域のむし歯の現状や要因及びフッ化物を利用したむし歯予防方法等、歯と口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。
- 子どもの歯と口腔の健康づくりに関する相談窓口や、子どもとのふれあいを重視した歯みがき指導など、子育て支援に資する歯科保健相談及び指導体制の充実を図ります。
- むし歯予防、摂食機能発達支援及び食育など、健全な歯と口腔の育成支援体制の充実に取り

組みます。

- 市町村や学校等で、むし歯及び歯肉炎の予防のための歯科保健指導及び歯科保健教育を受ける機会の充実を図り、自己観察の習慣や口腔衛生用具等の活用など、セルフケア能力を高めるための教育指導を充実させます。

(2) 成人期（県、市町村、医療機関・医療関係者、事業所）

- 口腔内の自己観察習慣、歯間部の清掃を重視したセルフケアの大切さなどについて普及啓発を行います。
- かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診、歯科保健指導の実施の充実を図ります。
- 関係機関、関係団体及び事業所等が連携し、地域や職場において全身の健康と歯と口腔の健康づくりとの関連性、糖尿病や喫煙と歯周病との関連性、妊娠期の口腔ケアの重要性などに関する普及啓発を行います。

(3) 高齢期、障がい児者及び要介護者（県、市町村、医療機関・医療関係者、介護・福祉関係者）

- いつまでも自分の歯でしっかり噛んで食べることができるよう、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診や歯科保健指導を受けるなど、咀嚼機能の維持と歯を喪失しないための歯科疾患予防の必要性について普及啓発します。
- 高齢者の口腔機能が維持・向上するよう、早期からのオーラルフレイル予防の普及啓発とオーラルフレイル改善プログラムの定着化を図ります。
- 障がい児者や要介護者の歯科疾患及び誤嚥性肺炎の予防や生活の自立を促すための歯科医療の確保及び口腔機能の維持・向上等の支援に取り組みます。
- 障がい児者及び要介護者の生活の質の向上や自立を図るため、施設入所者や在宅療養者に対して、保健、医療、福祉が連動した切れ目ない口腔管理の支援体制づくりを推進します。

(4) 歯科保健医療サービス提供のための環境整備（県）

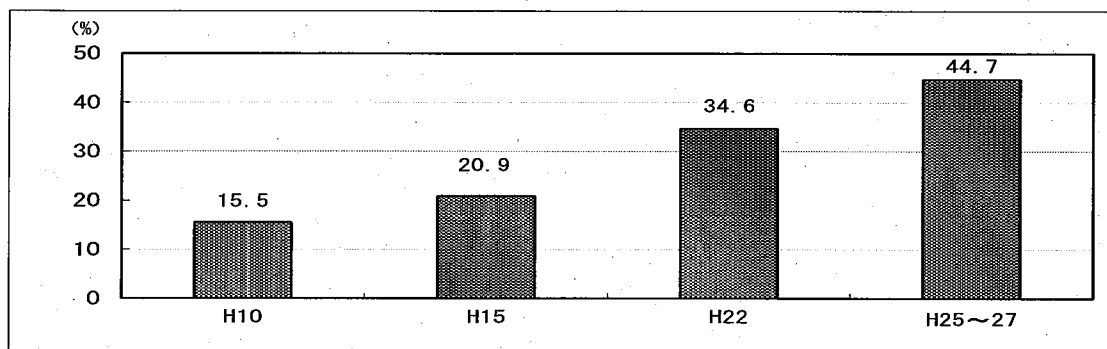
- 地域における歯科保健事業の評価及び地域特有の課題抽出等の指標となるよう、歯科保健データの収集、分析、評価、提供を行い、地域歯科保健対策の推進を支援します。
- 8020運動をはじめとする歯と口腔の健康づくりを推進するため、口腔機能向上等の重要性について普及啓発を主体的に実施する県民ボランティア（8020運動推進員）の養成及び育成に取り組み、その活動支援を行います。

第4節 歯科医療機関の役割

現状

- 8020 運動（80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つための取組み）に代表されるように、歯と口腔の健康は、生涯にわたる健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響することから、歯科医療機関は、「食べる」「話す」などの口腔機能を維持・向上させる役割を担っています。
- 訪問歯科診療を実施している歯科診療所の県内の人口10万人あたりの施設数は、8.0施設で全国平均の10.8施設を下回っています。（厚生労働省「平成26年医療施設調査」）
- 障がい児者、要介護者の口腔ケアを含む在宅歯科医療の必要性も高まっており、県では、医科や介護サービスと歯科医療との連携推進のための在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室を設置し、また歯科診療所の在宅歯科医療用の機器等の整備に対し、支援を行っています。

【図 80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合】



出典：県健康増進課「県民健康・栄養調査」

課題

(1) 全てのライフステージ

- 県民が生涯にわたり生活の質の向上を図るために重要な、良質かつ適切な歯科医療の提供及び「食べる」「話す」などの口腔機能の維持・向上に歯科医療機関は努める必要があります。
- 「かかりつけ歯科医」による、定期的な歯科検診、個人の特性に応じた歯科保健指導の定着が必要です。
- 保健・医療・福祉等の多職種連携による、ライフステージや全身の健康状態に応じた継続的な歯科医療及び口腔ケア等が必要です。
- 地域で療養する患者（要介護者及び障がい児者等）の歯科医療及び口腔ケアニーズに対応できるよう医療及び福祉分野との連携を推進する必要があります。

(2) 在宅歯科医療における役割

- 在宅医療に関する知識や経験がない患者や家族が在宅歯科医療を選択できないケースがあり、患者・家族の不安や負担の軽減のためには、身近に相談できる体制が必要です。

- 誤嚥性肺炎予防や口から食べるという生活の質の向上を図るうえで、口腔ケアや摂食・嚥下リハビリテーション、難病患者や障がい児者、要介護者の在宅歯科医療及び医科や介護との連携体制の強化が必要です。
- 今後の高齢化の進展等に伴い、在宅歯科医療の需要も増えることが想定されますが、在宅歯科医療を支える歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の人材不足が懸念されます。
- あわせて、身近な「かかりつけ歯科医」による訪問診療や往診などの在宅医療サービスが受けられるよう体制を整備していくことが必要です。

施策

(1) 全てのライフステージ（県、市町村、歯科医療機関、関係団体、関係機関）

- 良質かつ適切な歯科医療及び口腔機能の維持・向上を行うとともに、県、市町村、関係団体及び機関と連携し、8020 運動などの地域の普及活動とも連携した生涯にわたる県民の歯と口腔の健康づくりの取組みを推進します。
- かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診及び個人の特性に応じた歯科保健指導の実施を推進します。
- 保健・医療・福祉等との多職種連携により、ライフステージや全身の健康状態に応じた継続的な歯科医療及び口腔ケアの提供ならびに県や市町村が実施する歯科保健医療施策への協力を促進し、県民の健康の保持増進を図ります。
- 地域で療養する患者（要介護者及び障がい児者等）の歯科医療及び口腔ケアニーズに対応できるよう、医療及び福祉分野との情報共有及び連携強化を図ります。
- 一般の歯科医療機関では治療が困難な障がい児者及び要介護者の歯科治療について、高次歯科医療機関において提供する体制を、県、市町村、関係団体及び機関と連携し、確保します。

(2) 在宅歯科医療における役割（県、市町村、歯科医療機関、関係団体、関係機関）

- 県、市町村、関係団体と連携した在宅歯科医療に対応できる歯科医療機関について、情報提供を行います。
- 県、市町村、関係団体及び機関と連携し、患者・家族が身近に相談できる「かかりつけ歯科医」を持つことの普及啓発に取り組むほか、在宅歯科医療に係る相談体制の充実など、患者・家族の不安や負担軽減に向けた取組みを推進します。
- 県、市町村、関係団体及び機関と共に、医科や介護と連携した多職種による口腔ケアを含む在宅歯科医療支援ネットワークの整備や、関係職種における口腔ケア及び摂食・嚥下リハビリテーションを推進します。
- 在宅歯科医療の需要の増加に対応するため、在宅歯科医療を担う歯科医療従事者を十分確保する必要があることから、県、市町村、関係団体及び機関と連携し、研修等を通じた教育の機会を継続的に設け、在宅歯科医療を担う歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の人材育成を行います。
- 在宅療養支援歯科診療所を整備するとともに、身近な「かかりつけ歯科医」となり、訪問診療や往診などの在宅歯科医療サービスが提供できるよう、歯科医師会や医師会と連携して在宅歯科医療の提供体制を整備します。

第6節 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、 かかりつけ薬剤師・薬局の普及

現状

- 患者一人ひとりに適切な医療サービスを提供するため、日頃から身近なところで健康管理を行うかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を推進しています。
- 平成27年度における二次救急医療機関に救急受診した患者数の内、軽症患者の割合が72.8%、三次救急医療機関では、中等症・軽症患者の割合が91.9%を占めており、また、二次・三次救急医療機関に救急受診した小児患者の内、中等症・軽症患者が99.6%を占めています。このことから、軽症患者の流入により、二次・三次救急医療機関に救急搬送される重篤・重症患者に対する救急医療の提供に支障が生じています。【P27再掲】
- また、同一疾病で、複数の医療機関を受診する、いわゆる「重複受診」により、重複する検査や投薬によって、かえって体に悪影響を与えることがあるといわれています。神奈川県患者総数に占める重複受診者の割合は0.29%で、全国の0.27%を上回っています。
- 患者本位の医薬分業を実現するため、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を推進しています。

課題

- 患者一人ひとりに適切なサービスを提供するため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を普及させるとともに、その診療を支援する地域医療体制の整備する必要があります。
- 病床機能の分化・連携を推進するためにも、軽症患者が専門的な機能を持つ病院や救急病院に集中する傾向を解消し、医療機関の適切な役割分担が求められています。
- 専門医とかかりつけ医の役割分担を進め、初期診療や在宅医療を担うかかりつけ医・かかりつけ歯科医を定着させる必要があります。
- また、全ての県民が安心して地域でくらすよう、患者や家族が身近に相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」などを持つことを通じて健康寿命の延伸のためのセルフメディケーションの必要性を認識してもらうことが課題です。【P29再掲】
- あわせて、かかりつけ医を持つことによって、診療データが蓄積され、患者の健康状態や既往歴を継続して把握することができるほか、検査や投薬の重複を防ぐことができるため、かかりつけ医を持つことの利点について、県民に伝えていく必要があります。
- 薬局の薬剤師が、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、患者に身近な日常生活圏域単位で地域包括ケアシステムの一翼を担うための取組みを推進し、かかりつけ薬剤師・薬局を定着させる必要があります。

施策

(県、市町村、医療機関・医療関係者)

- 県は、患者・家族が身近に相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割や必要性について、広域的な普及啓発を行います。
- 県は、在宅医療トレーニングセンターなどで研修等を通じた教育の機会を継続的に設け、かかりつけ医として地域の診療体制を担う医師を育成します。
- 医療機関・医療関係者は、かかりつけ医機能の充実・強化を目指した日本医師会かかりつけ医機能研修制度へ参加します。
- 県及び市町村は、救急医療体制に関する理解や適切な医療機関の選択等に係る適正受診の促進、並びに患者や家族が身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことを通じて健康寿命の延伸のためのセルフメディケーションの必要性を認識してもらい、県民が主体的に医療に関わっていくよう、普及啓発に取り組みます。【P31再掲】
- 県、市町村及び医療機関・医療関係者は、「患者のための薬局ビジョン」に則した取組みにより、かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着を図ります。

■用語解説

※ かかりつけ医の定義

何でも相談できる上、最新の医療情報を熟知して必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師（日本医師会）

※ かかりつけ歯科医の定義

「患者さんのライフサイクル」に沿って、継続的に口と歯に関する保健・医療・介護・福祉を提供し、地域に密着した幾つかの必要な役割を果たすことができる歯科医師（日本歯科医師会）

※ かかりつけ薬剤師・薬局の定義

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局（日本薬剤師会）

※ 患者のための薬局ビジョン

患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示したもの（平成27年10月、厚生労働省策定）